

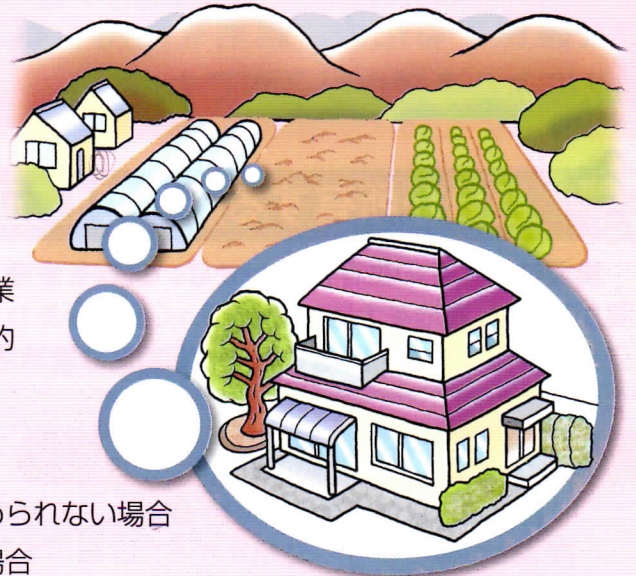


## 転用許可をすることができない場合

転用許可については、農地法で「許可することができない場合」を定めており、原則として1つでも該当すれば許可を受けることができません。この「場合」は転用しようとする農地の営農条件や市街化の状況から許可の可否を判断する『立地基準』と、事業の確実性や周辺農地への被害の防除措置の妥当性などを審査する『一般基準』があります。

### 【立地基準】

- ・ 農用区域内農地、良好な営農条件を備えている農地（10ha以上の集団的農地、土地改良事業などの農業公共投資の対象となった農地）は原則として許可されません。
- ・ 小集団で生産力の低い農地であっても、その事業が周辺にある他の土地（農地以外を含む）でも目的を達成できると認められる場合は許可されません。



### 【一般基準】

- ・ 事業を行うのに必要な資力及び信用があると認められない場合
- ・ 許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みがない場合
- ・ 転用事業につき他の法令に基づく許可等が必要な場合で、その許可等を受けられる見込みがない場合
- ・ 転用事業が宅地等の造成のみ（例：家屋が建築されない）を目的としている場合
- ・ 転用する農地の面積が事業の目的からみて適正と認められない場合
- ・ 周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれがある場合 など

なお、届出については、基準の定めはありませんが、届出書の記載事項や添付書類に不備がある場合、届出を受理しない場合がありますのでご注意ください。



## 転用の相談はいつでも

転用許可については、許可申請を受けた後、個々の基準に則して許可できるかを審査しますが、申請地が農用区域内農地である場合など明らかに許可できない場合があります。

このような転用できる可能性がある農地かどうか（「許可になる」と判断するものではありません）や申請方法などについての相談は随時、受け付けております。

相談の際は、転用事業の必要性や土地選定理由、土地の詳細などを明確にされますとともに、日時の調整について事前にご連絡くださるようお願いします。



詳しくは、農業委員または農業委員会事務局へご相談ください。

## いわき市農業委員会

いわき市平字堂根町4-8 市役所東分庁舎5階 ☎0246(22)7578